

○新潟市営住宅の定期使用許可に関する要綱

(平成 18 年 1 月 1 日施行)

改正 平成 18 年 9 月 15 日

改正 平成 19 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 4 月 1 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 2 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 平成 31 年 2 月 1 日

改正 令和 4 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新潟市営住宅条例（平成 9 年新潟市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 38 条の 2 第 1 項の規定による許可（以下「定期使用許可」という。）及び新潟市営住宅条例施行規則（平成 9 年新潟市規則第 22 号。以下「規則」という。）第 19 条の 2 から第 19 条の 10 に規定する定期使用許可に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定期使用許可住戸 定期使用許可を受けた者又は受ける者が居住する住戸をいう。
- (2) 子育て世帯向住戸 定期使用許可住戸のうち、子育て世帯向けとして市長が別に定める住戸をいう。
- (3) 一般住戸 条例第 3 条第 1 号から第 4 号までに掲げる住宅のうち、子育て世帯向住戸以外の住戸をいう。

(定期使用許可に係る住宅の選定基準)

第3条 条例第38条の2第1項に規定する市長が特に必要があると認める市営住宅は、立地条件が良く、入居希望者が多数存在する住宅として別表第1に掲げるとおりとする。

ただし、母子世帯向住宅等の特定目的住宅を除く。

2 前項の市営住宅のうち、子育て世帯向住戸は別表第2に掲げるとおりとする。

(募集)

第4条 市長が、定期使用許可住戸の入居者募集をする際には、予め期間の定めがある旨を明示して募集するものとする。

2 市長は、新築住宅において子育て世帯向住戸と一般住戸の入居者を同時に募集（以下「同時募集」という。）する際は、特別な事情があるときを除き、抽選における子育て世帯向住戸の当選確率が、一般住戸のおおむね3倍となるように募集住戸を振り分けるものとする。

3 別表第2に掲げる住宅に空き住戸がでた場合については、コミュニティーバランス等に配慮し、子育て世帯向住戸として募集するのか一般住戸として募集するのかを決定するものとする。

(子育て世帯向住戸の入居の申込み)

第5条 規則第19条の2の小学校修了前の者若しくは妊娠している者と同居している者又は自身が妊娠している者は、同時募集の場合には、子育て世帯向住戸にのみ申し込むことができる。ただし、前条第3項の規定により決定した子育て世帯向住戸に係る募集の場合には、一般住戸と重複して申し込むことができるものとする。

2 平成24年4月以後に子育て世帯向住戸に入居した者は、定期使用許可期間の半分以上が経過した後、公営住宅にあつては条例第7条第1項、改良住宅にあつては条例第7条第3項第1号及び第2号イ本文に掲げる条件を備える者については、新潟市営住宅住替え要綱により住替えを申請できるものとする。ただし、子育て世帯向住戸への住替えを除くものとする。

3 前項の規定にかかわらず、定期使用許可住戸に入居した者は、定期使用許可期間満了前に限り、公営住宅にあつては条例第7条第1項第2号ただし書、改良住宅にあつては条例第7条第3項第2号イただし書（ア）に規定する住宅へ新潟市営住宅住替え要綱により住替えを申請できるものとする。

（抽選）

第6条 子育て世帯向住戸の抽選においては、母（父）子世帯及び障がい者世帯等の市営住宅入居の特別措置要綱に基づく優遇措置は行わないものとする。

（同居家族の変更）

第7条 子育て世帯向住戸に入居している者については、入居後に同居家族の異動があり、規則第19条の2に定める条件を満たさなくなった場合においても、当初市長が許可をした定期使用許可の期間内は当該住戸に居住できるものとする。ただし、条例第38条の2第9項に該当する場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

名 称	位 置
川岸町住宅	新潟市中央区川岸町 3 丁目
関屋大川前住宅	新潟市中央区関屋大川前 1 丁目
日和山住宅	新潟市中央区二葉町 3 丁目
大野藤山住宅	新潟市西区大野
稲荷町住宅	新潟市中央区稲荷町
二葉町住宅	新潟市中央区二葉町 3 丁目
二葉町第 2 住宅	新潟市中央区二葉町 3 丁目
内野駅前住宅	新潟市西区内野町
小針第 1 住宅	新潟市西区小針西 1 丁目
小針第 2 住宅	新潟市西区小針西 1 丁目
西湊町通 1 ノ町住宅	新潟市中央区西湊町通 1 ノ町
西湊町通 2 ノ町住宅	新潟市中央区西湊町通 2 ノ町
窪田町住宅	新潟市中央区窪田町 4 丁目
シルバーハウジング早川町住宅	新潟市中央区早川町 3 丁目
桃山町第 1 住宅	新潟市東区桃山町 1 丁目
桃山町第 2 住宅	新潟市東区桃山町 2 丁目
秋葉通住宅	新潟市東区秋葉通 2 丁目及び桃山町 2 丁目
藤見町第 1 住宅	新潟市東区藤見町 1 丁目
藤見町第 2 住宅	新潟市東区藤見町 1 丁目
新藤見住宅	新潟市東区藤見町 1 丁目
中山住宅	新潟市東区中山 4 丁目
松浜町住宅	新潟市北区松浜 4 丁目及び 5 丁目

物見山第1住宅	新潟市東区物見山2丁目
物見山第2住宅	新潟市東区物見山1丁目
船江町住宅	新潟市東区船江町1丁目
石山住宅	新潟市東区石山団地
松島住宅	新潟市東区松島2丁目
曾野木住宅	新潟市江南区曾野木1丁目
宮浦住宅	新潟市中央区万代5丁目
新石山住宅	新潟市東区新石山1丁目、2丁目及び3丁目
明石住宅	新潟市中央区明石2丁目
大山台住宅	新潟市東区大山2丁目
新津新栄町住宅	新潟市秋葉区新栄町
新金沢町住宅	新潟市秋葉区新金沢町
新津田島住宅	新潟市秋葉区田島
中新田住宅	新潟市秋葉区中新田
西島住宅	新潟市秋葉区西島
亀田大月住宅	新潟市江南区亀田大月1丁目
亀田向陽住宅	新潟市江南区亀田向陽2丁目
汐見台住宅	新潟市中央区汐見台
小針住宅	新潟市西区小針藤山
小針ヶ丘住宅	新潟市西区小針西1丁目
小針西住宅	新潟市西区小針西2丁目
石山第1住宅	新潟市東区東中島1丁目
石山第2住宅	新潟市東区東中野山3丁目及び4丁目

別表 2（第 3 条、第 4 条関係）

名 称	位 置
関屋大川前住宅	新潟市中央区関屋大川前 1 丁目
小針第 2 住宅	新潟市西区小針西 1 丁目
西湊町通 1 ノ町住宅	新潟市中央区西湊町通 1 ノ町
シルバーハウジング早川町住宅	新潟市中央区早川町 3 丁目
藤見町第 1 住宅	新潟市東区藤見町 1 丁目
藤見町第 2 住宅	新潟市東区藤見町 1 丁目
石山住宅	新潟市東区石山団地
亀田向陽住宅	新潟市江南区亀田向陽 2 丁目